

加古川市都市計画提案制度の運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第21条の2の規定に基づき、都市計画の決定又は変更の提案(以下「計画提案」という。)に関し必要な事項を定めることにより、計画提案制度の適切な運用を図ることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 法第21条の2の規定に基づいて、加古川市(以下「市」という。)に計画提案を行うことができる要件は、法第21条の2に規定された内容のうち、法第15条に規定する市が定める都市計画に限る。

(事前相談等)

第3条 計画提案を行おうとする者(以下「提案者」という。)は、事前に、次の各号に掲げる事項について、市に説明を求めることができる。

- (1) 法第21条の2に規定する計画提案制度の内容
- (2) 法第13条其他法令の規定に関する基準
- (3) 市が定めた都市計画に関する基準
- (4) 法第15条に規定する都市計画を定める者
- (5) その他計画提案を行うに当たって配慮すべき事項

2 市は、提案者に対して、都市計画の決定又は変更の状況、その他市の保有する都市計画に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

(提出図書等)

第4条 提案者は、次の各号の書類を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。)第13条の3に規定する提案書(様式第1号)
- (2) 省令第13条の3に規定する都市計画の素案として次に掲げる図書
 - ア 当該計画提案に係る都市計画を定める区域を明らかにした図面(縮尺2, 500分の1の地形図)
 - イ 法その他の法令の規定により当該計画提案に係る都市計画に定めることとされている事項の内容を記載した書類
 - ウ 当該計画提案に係る理由書
- (3) 法第21条の2第3項第2号の同意を得たことを証する次に掲げる書類
 - ア 法第21条の2第1項に規定する都市計画の素案の対象となる区域内の土地(以下「土地」という。)所有者等の一覧表(様式第2号)
 - イ 当該計画提案に係る都市計画の素案に同意した土地所有者等の同意の意志を示す書類(様式第3号)
 - ウ 当該土地に係る登記所備付の地図の写し及び土地登記事項要約書並びに借地権を有

する者が当該借地権の目的である土地の上に存する建物の建物登記事項要約書(借地権の登記がない場合に限る)

エ) 同意を得るにあたり、土地所有者等に対する当該計画提案についての説明報告書(様式第4号)

(4) 周辺住民への説明に関する報告書(様式第5号)

(5) 周辺環境等への検討に関する資料(様式第6号)

(6) 提案者が法人である場合にあっては、当該法人の登記簿謄本及び定款又は寄付行為

(7) その他提案内容の説明のため市長が必要と認める資料

2 前項第2号に規定する図書の提出部数は、3部とする。

3 第1項各号に掲げる図書の提出先は、市都市計画部都市政策局都市計画課(以下「都市計画課」という。)とする。

(提案者に対する協力要請)

第5条 市長は、提案者に対し、前条各項の規定により提出しなければならない図書以外の資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(土地所有者等の同意)

第6条 当該計画提案に係る土地所有者等の同意については、土地所有者等の総意によって賛同が得られた提案であることを基本とする。

2 計画提案に対し土地所有者等の同意が得られない場合は、様式第3号により同意できない理由並びに提案者の意見を記載すること。

(評価基準)

第7条 当該計画提案に係る法第21条の3の判断は次の各号に掲げる基準に基づき、総合的に審査するものとする。

(1) 法第13条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合するものであること。

(2) 本市のまちづくりに関する方針に適合するものであること。

(3) 周辺環境への影響に配慮されていること。

(4) 土地所有者及び周辺住民等への説明が十分に行われており、理解が得られていること。

(県知事との協議等)

第8条 市長は、計画提案が行われたときは、県知事に対し、第4条第1項第2号に掲げる図書を送付し、当該計画提案に係る都市計画の決定又は変更等について協議を行うものとする。

(評価基準を満たさない提案に対する措置)

第9条 市が計画提案について審査するにあたり、第7条各号に掲げる基準に適合しないと判断したときは、遅滞なくその旨及びその理由を提案者に通知するとともに、提出された提案に係る図書を提案者に返却するものとする。

(素案の閲覧)

第10条 市長は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、第4条第1項各号に掲げる図書を、法第21条の5第1項の規定により当該計画提案に係る都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断した旨を提案者に通知する日又は当該計画提案を踏まえた都市計画の案の縦覧について公告する日まで、一般の閲覧に供するものとする。

2 市は、前項の閲覧を開始したときはその旨を、終了したときはその旨、手続きの経緯及び都市計画の決定又は変更をする必要があるかどうかの判断の結果を、市ホームページに掲載するとともに都市計画課で公表する。

(県が定める都市計画に関する情報提供)

第11条 市長は、計画提案に係る都市計画の素案の内容の全部又は一部を実現するために県が定める都市計画の決定又は変更が必要であると認めるときは、遅滞なくその旨を提案者及び県知事に通知するものとする。

(素案の一部を実現する場合の措置)

第12条 市長は、計画提案に係る都市計画の素案の内容の一部を変更して都市計画の案を作成すべきであると判断したときは、遅滞なくその旨及びその理由を提案者に通知するものとする。この場合の通知は、法第21条の5に規定する通知にかえるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年11月11日から施行する。